

總持寺五院の成立と展開(2)

| | |
|-----|---|
| 著者 | 納富 常天 |
| 雑誌名 | 鶴見大学仏教文化研究所紀要 |
| 号 | 16 |
| ページ | 59-107 |
| 発行年 | 2011-03 |
| URL | http://doi.org/10.24791/00000388 |



總持寺五院の成立と展開 (二)

鶴見大学仏教文化研究所顧問 納富 常天

はじめに

『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第十四号(平成二十一年四月発行)に(1)五院の成立時期について、(2)總持寺輪住制の変容、(3)『普藏院住番牒』とその問題点を取り上げ、私見を述べた。とりわけ(3)では『普藏院住番牒』を翻刻するとともに、これに対応する『總持寺住山記』を掲げ、普藏院輪住の実情を考察した。ここではその後の調査で、五院による總持寺の護持と管理運営について、新しい知見を得たので、これを報告するとともに、第十四号と同じように『妙高庵輪住誌』を翻刻し、これに対応する『總持寺住山記』を掲げ、その実情と問題点を考察する。

(一) 五院による總持寺の護持と管理運営

これについては第十四号でも触れたが、応永十五年(一四〇八)九月十六日、天鷹祖祐・石屋真梁・天徳曇貞・芳庵祖嚴の四人が連署した「通幻寂靈門下僧連署妙高庵置文写」に、通幻の法嗣十一人を掲げ、この法嗣帳次第によって、輪番に妙高庵住持を三年三ヶ月勤めるよう定めている。しかし法嗣十一人のうち一徑永就・天真自性・天鷹祖祐・了峰正杲・量外聖寿の五人は、当時の『妙高庵輪住誌』など関係資料がないので、軽々に論ずることはできないが、『總持寺住山記』にその名を見出すことができないので、あるいは妙高庵に輪住したと多分に思われるとともに、当時か

らずでに總持寺輪住と妙高庵輪住が並存し、總持寺へ輪住した者は『總持寺住山記』に、妙高庵へ輪住した者は『妙高庵輪住誌』に登録したと推察される。

またこのような妙高庵の動向は、他の四院も類似した情況にあつたと思われるが、任期一年で總持寺の護持と運営管理に当たり、その間それぞれ七十五日紫衣着用が許され、年中行事や法会の司祭者として現方丈（總持寺住持）を勤めることがはつきりしているのは、五院の輪住記が残存している天正十五年（一五八七）以降で、それ以前どこまで溯ることができるか明かではなかつた。しかしその後の調査により永祿四年（一五六一）以降であることが判明した。その手掛かりは永祿元年（一五五八）八月二日の「總持寺五院連署書状」と、永祿四年七月二十六日の「總持寺住持・五院等連署書状」である。前者は（原漢文）

欽つしんで言上す。抑当山（峨山韶嶺）二代和尚の御自筆到来。五院評儀（議）を以て焼香九拜し畢ぬ。先規の旨に任せられ、当寺において跡々御馳走肝要たるべく候。此の趣御門中に御披露す。恐惶敬白

永祿元年 午戌 八月二日

普威 慈泉（花押）
如意 瑞東（花押）
伝法 閻越（花押）
洞川 祖閻（花押）
妙高 慶文（花押）

進上 正法寺

衣鉢閣（下）

とあり、永祿元年八月二日、總持寺から陸奥正法寺に宛てたもので、峨山自筆書状^⑤が正法寺から總持寺に寄せられたことに対する礼状とされている。

また後者は次の通りである。(原漢文)

寅^{つし}んで言上す。抑今度の御瑞世最も珍重なり。それに就いて正法寺門末、向后^江当寺御出頭の儀、貴寺より御一書^こ焉れ無き者は、寺家同心申す間^ま布^く候。先規の如く、此の旨を守らるべきものなり。仍て連署斯の如し。

永祿四^辛西七月廿六日

当常住
如意

瑞東 (花押)

伝法

禪鏡 (花押)

妙高

文賢 (花押)

洞川

祖間 (花押)

普藏

栄琮 (花押)

進上 正法寺

衣鉢閣^⑥下

これは永祿四年(一五六一)七月二十六日、總持寺から正法寺に宛てたもので、この度の瑞世はもつともめでたい。今後正法寺門末が總持寺へ出世する時は、先規のように正法寺の添書を携行するよう指示したものである。この両者の署名者^⑦をみると、如意庵瑞東^⑧・洞川庵祖間は両方に書名しているから、少なくとも三年住持を勤めていることがわかる。これは先述した妙高庵住持の三年三ヶ月勤仕とも勘案し、五院住持が任期一年になった時期は、永祿四年

(一五六一) から天正十五年(一五八七)の二十七年の間とすることができる。

またちなみに『總持寺住山記』により、永祿元年から四年までの總持寺輪住者数と、平均在任期間を掲げてみると、次のようになる。(括弧内は平均在任期間)

| | | | |
|------|----------|----------|------------|
| 永祿元年 | 一二二九世梅室悦 | 一二六五世一峰 | 三十七名(十日弱) |
| 永祿二年 | 一二六六世盛山興 | 一二九〇世□金 | 二十五名(十四日強) |
| 永祿三年 | 一二九一世□芬 | 一三二二世大周郁 | 二十二名(十六日強) |
| 永祿四年 | 一三二三世傳室闇 | 一三三二世在庵存 | 十名(一ヶ月余) |

このように總持寺輪住者の平均在任期間をみると、十日弱から一ヶ月余となり、その間の年中行事や法会の司祭者ではあり得ても、到底總持寺の護持や管理運営は不可能であることはいうまでもない。それではその間における總持寺の護持や管理運営は誰が当たっていただろうか。五院を措いては考えられない。先に挙げた永祿四年七月二十六日「總持寺住持・五院等連署書状」の如意庵瑞東の肩書に「當常住⁹⁾」とある。

この「當常住」について関係史料を渉獵した結果、次のような「正法寺文書」に見出すことができた。

奥州正法寺於^テハ^ニ子孫^ニ就^テ于洞川派^ニ可^レク^レ被^レ成^ニ御出世^一併^セテ住山記者月泉派与可^ニ記取^ル者也。仍^テ為^メ後日ノ状如^レ件ノ

文祿四乙未年七月十五日 洞川當常住守存(花押)

如意舜道(花押)

進上正法寺衣鉢閣下⁽¹⁰⁾

伝法恕秀 (花押)

妙高文哲 (花押)

普蔵怡林 (花押)

これは文禄四年(一五九五)七月十五日、總持寺五院が正法寺に対し、洞川庵への助住と住山記(洞川庵住番記)の記録は月泉派とするよう要請したものである。

この二史料だけでは「当常住」の意は、当時常住、常住に当たる、将又常住物の管理の意か不明であるが、常住に関わっていることは間違いないだろう。

常住については無著道忠(一六五三〜一七四四)の『禅林象器箋』第一区界門の「常住」の項に、『四分律行事鈔』随界釈相篇を引き、「今禅林総轄スル常住ノ僧物ヲ之所、又謂ニ之常住ト所謂千年常住也」とあり、常住の僧物を統括するとある。また『禅学大辞典』には「叢林の役職のうち、運営面を担当する役職を総称するという語」とある。さらには庫裡にあつて運営面を司る役職、あるいは寺務所などとされているが、これらを勘案すると、当常住如意瑞東あるいは洞川当常住守存とあるのは、如意庵住職瑞東や洞川庵住職守存が總持寺の管理運営の役(責任者)にあつたと理解することができよう。もしこれが正しい理解であれば、五院による總持寺の管理運営は少なくとも永禄四年(一五六二)以前からとなる。

しかしそのような視点で『總持寺住山記』を一覧すると、五院による總持寺の管理運営の時期は、さらに溯るといわなければならない。いま便宜的に『總持寺住山記』第一号⁽¹³⁾(開山〜二百二十六世朴堂良淳まで収録)の入寺記録に より、在任期間を中心に考えてみたい。入寺記録は初期にはなく、原則的に記録されているのは十八世日山旭和尚以下

であるが、次のようである。⁽¹⁵⁾

- (1) 一年半以上 四名 (最長二年八ヶ月、二十世石屋真梁)
- (2) 十一ヶ月～六ヶ月 二十名
十一・十・九ヶ月 各一名
八ヶ月 二名
七ヶ月 八名
六ヶ月 七名
- (3) 五ヶ月～一ヶ月 百八十一名
五ヶ月 十二名
四ヶ月 十三名
三ヶ月 九十九名
二ヶ月 三十四名
一ヶ月 二十三名
- (4) 一ヶ月以下 一名
二十三日 (最短、百七十二世延慶為祝)

このように在住期間が明らかかな者は二百六名を数えることができる。このうち半年以上は二十四名であるが、一年半以上はわずか四名である。⁽¹⁶⁾ またもっとも多いのは三ヶ月で九十九名であるが、これは『總持寺住山記』に

- 六十四世真化〔玄〕 淳和尚正長元年十一月十五日入寺
六十五世僊巖〔能範〕 和尚正長二年二月十八日入寺
六十六世玉隲〔良〕 珍和尚正長二年五月廿一日入寺
六十七世大蟲〔超〕 虎和尚正長二年八月十日入寺
六十八世大壽〔宗〕 彭和尚永享元年十一月八日入寺
六十九世雲澤〔韶〕 興和尚永享二年二月十八日入寺
七十世要津〔良〕 宗和尚永享二年五月十二日入寺
七十一世惟忠〔守〕 勤和尚永享二年八月十二日入寺
七十二世春谷〔宗〕 葩和尚永享二年十一月十九日入寺
七十三世英巖〔章〕 傑和尚永享三年二月十三日入寺
七十四世龍顔〔宗〕 偉和尚永享三年五月十二日入寺

とあり、またこれと同じように、百十二世海岸〔祖〕超から百二十一世壽岳〔景〕椿までのように、二月・五月・八月・十一月に入寺する傾向がみられた関係からである。『總持寺誌』も二十七世太初〔継覚〕以後半年制となり、間もなく三月制が実行され、二月・五月・八月・十一月、四回交代となっている⁽¹⁸⁾。またとりわけ注目しなければならないのは、在住期間が二ヶ月の三十四名、一ヶ月および一ヶ月未満の二十四名、合計五十八名にものぼっていることである。これでは到底總持寺の管理運営は不可能であることは論を俟たない。

仮に半年の在住で管理運営に携わることができたとしても、三十五世直伝〔正〕祖（応永二十六年へ一四一九）三月十一日入寺）以降、十名を除きそれ以下であるから、然るべき管理運営の担当者がいなければならぬ。それは五

院を措いて他にないことはいうまでもない。ただ常識的に考えて少なくとも一年以上在住しなければ管理運営に携われない¹⁹とすれば、二十四世青山「性」秀（応永十九年（一四一二）十月十日入寺）以降は五院が管理運営に当たったと考えなければならぬ。このように考えると、五院の成立期が明徳元年（一三九〇）頃²⁰と思われるから、いかなる内容・形態であったかわからないが、早くから五院が總持寺の管理運営に当たっていたと言わざるを得ない。

【注記】

(1) 『新修門前町史』資料編2総持寺四四頁に次のようにある。

法嗣帳次第

了菴和尚 (慧明) 石屋和尚 (真堅) 一徑和尚 (永慈) 普濟和尚 (善教)
 不見和尚 (明見) 天真和尚 (自性) 天鷹和尚 (祖祐) 了峰和尚
 天徳和尚 (曇貞) 暈外和尚 (聖寿) 芳庵和尚 (祖庵)

右、以此法嗣帳次第、当寺「」物持寺妙高庵堅為住持、三年三月堅可守、但住院間、可致大切一若無其分、次輪番不可請取、於若此輪番請取白者異儀輩者、不可号永沢寺門下人説、雖其至門下人於此帳堅厥官者好々可守此旨云々、

應永十五年戊子九月十六日

祖庵 (愚) □貞
 祖祐 真梁

(2) 任期一年では不案内のため、總持寺の経営・対外交渉など実際には總持寺後見芳春院と覺皇院が当たっている。

(3) 普藏院（天正十五年以降）三冊、妙高庵（元禄六年以降）一冊、洞川庵（元和四年以降）二冊、伝法庵（元和七年以降）二冊、如意庵（元和元年以降）二冊。

- (4) 『新修門前町史』資料編2総持寺六三頁参照。なお、宛者の衣鉢えはつ閣下は衣鉢侍者のことである。普通禪院には住持に直屬し、住持の身边を世話する五人の侍者(衣鉢・焼香・請客・湯薬・書状)がいるが、小規模の寺院では衣鉢(えふ・いふ・いほ・えほとも読む)侍者のみを置く。これを侍衣とも称す。
- (5) これは五院評議し、焼香九拜して、門中に披露するような峨山自筆書状とあるから、康安二年(一三六二)正月十一日、峨山韶磧が正法寺二世月泉良印に与えた、正法寺を陸奥・出羽兩國の本寺として認めた置文「抑正法寺、末代兩國曹洞の本寺為るべきの状、以て件の如し。康安二年壬午正月十一日惣持韶磧(花押)」(『新修門前町史』資料編2総持寺一九頁)とあるものと思われるが、いくつかの問題点がある。第一、同文書は正法寺に現蔵されている。佐々木徹「奥の正法寺の繪旨群」(東北学院大学中世史研究会『六軒丁中世史研究』第十三号)に掲載された写真と、總持寺所蔵の貞治三年(一三六四)「惣持寺山門住持職事」などの峨山筆跡と比較しても俄かに真偽は断定できない。第二、本文書は正法寺の格式を証明する重要な文書であるから、特別な事情がない限り手放すことはあり得ないことから、今後精査する必要がある。
- (6) 『新修門前町史』資料編2総持寺六三頁参照。
- (7) いずれも『總持寺住山記』にその名を見出すことはできないから瑞世はしていない。
- (8) 『曹洞宗大本山總持寺御直末・元輪番地寺院名鑑』如意庵の項に、石川県千光寺開山海雲瑞東(弘治二年(一五五六)創立)とある瑞東かもしれない。
- (9) 永祿元年「總持寺五院連署書状」は、五院住持が連名しているにも拘わらず、いかなる事情かわからないが、「當常住」の記録はない。
- (10) 栗山泰音『總持寺史』五五二頁参照。
- (11) 他庵も同じと思われるから、少なくとも文祿四年(一五九五)には、五院の輪住者は五院の輪住記に記録したことがわかる。
- (12) 臨濟禪・黄檗禪公式サイトなど参照。なお、これらについては神奈川県立金沢文庫道津綾乃主任学芸員の助言を得た。
- (13) 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第四号所収「『總持寺住山記』について」参照。

(14) 応永十二年（一四〇五）九月十五日入寺。五ヶ月在住。

(15) 十一世梅山間本（明徳元年十月廿二日）、十四世空二山得僊（応永五年十月廿二日）には入寺記録がある。また百九十一世は法名・入寺記録は欠き、二百十七世宝山正珍は入寺記録を欠く。

(16) 十九世不見明見は一年七ヶ月、二十世石屋真梁は一年八ヶ月、二十二世竹惣智嚴と二十三世芳庵祖嚴はともに一年六ヶ月在住している。

(17) 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第四号所収『總持寺住山記』について参照。

(18) 『總持寺誌』一六〇頁参照。なお佃和雄『能登總持寺物語』一四〇頁に「三ヶ月を一期とする勤務は、二月、五月、八月、十一月の年四回の交代で、明応九年（一五〇〇）第三百八十三世桃岳和尚の代まで続いた」とある。

(19) 天正十五年以降、五院住持の任期は一年で、五院が交替（一老く五老）で七十五日を現方丈（總持寺住持）として勤仕しているが、実際の管理運営や対外折衝は、總持寺後見の芳春院や覚皇院が当たっている。

(20) 明徳元年（一三九〇）二月十五日「通幻和尚遺誠記文写」、同年一月二十日「總持寺尽未來際条々置文事」および『通幻寂靈再住諸嶽山總持禪寺語録』「退院上堂」語、明徳二年五月五日『總持寺第五世通幻大和尚喪記』参照。

(二) 『妙高庵輪住誌』とその問題点

妙高庵は通幻寂靈（一三三二～一三九一）を開基とする總持寺山内にある塔頭であるが、その輪住帳である『妙高庵輪住誌』は一卷二冊、折本装、縦三五・五糎、横二五・〇糎である。まず最初に『妙高庵輪住誌』を翻刻し、これに対応する『總持寺住山記』（現在までの判明分）を下に掲げ、その実情と問題点について考察する。

妙高庵輪住誌

總持寺住山記

自元禄六癸酉曆八月
到同七甲戌曆八月
越前州四十八谷 播州川合
不見派 興禪寺末寺 慶徳寺照外〔慈鑑〕和尚〔花押〕
但直請狀

自元禄七甲戌曆八月
到同八乙亥曆八月
越前州宅良 上野州後園
天真派 慈眼寺末寺 長源寺界瑞〔寅國〕和尚〔花押〕

自元禄八乙亥曆八月
到同九丙子曆八月
尾張州下津 尾張州赤目
天鷹派 正眼寺末寺 一心寺碩峯〔了琬〕和尚〔花押〕

自元禄九丙子曆八月
到同十丁丑曆八月
尾張州名護屋 尾張州小折
天鷹派 万松寺末寺 久昌寺泰嶺和尚〔花押〕
但直請狀

自元禄十丁丑曆八月
到同十一戊寅曆八月
周防州鞆國
量外派 洞泉寺萬機和尚〔花押〕
但直請狀也

自元禄十一戊寅曆八月
到同十二己卯曆八月
若狹州
芳庵派 常在院岷山〔丑道〕和尚〔花押〕

自元禄十二己卯曆八月
到同十三庚辰曆八月
下總州王山
了庵派 東昌寺大安〔壽穩〕和尚〔花押〕

〔該当なし〕

通幻派
一万一千一百七十三世界瑞和尚 受業師龍屋和尚 上野之
長源寺 元禄七甲戌曆八月九日
嗣法師一翁和尚 住僧也

通幻派
一万四百九十四世了琬和尚 受業師明山和尚 尾州之
一心寺 元禄三庚午天十月七日
嗣法師懶雲和尚

通幻派
一万一千四百世泰嶺和尚 受業師天室和尚 尾州之
久昌寺 元禄九丙子曆八月十三日
嗣法師髓岩和尚 住僧也

〔該当なし〕

通幻派
一万一千六百八十六世岷山和尚 受業師鉄藏和尚 若狹州
常在院 元禄十一戊寅曆八月十一日
嗣法師龜翁和尚 住僧也

通幻派
一万一千八百四十八世大安和尚 受業師雲谷和尚 下総州之
東昌寺 元禄十二己卯曆八月十三日
嗣法師大蟲和尚 住僧也

自元祿十三庚辰曆八月
到同十四辛巳曆八月
石屋派 長門州深川 大寧寺癡絶〔傳心〕和尚〔花押〕
但直請狀也

自元祿十四辛巳曆八月
到同十五壬午曆八月
普濟派 加州金澤 宗徳寺石翁和尚〔花押〕
但直請狀也

自元祿十五壬午曆八月
到同十六癸未曆八月
普濟派 越中高岡 瑞龍寺央山〔玄中〕和尚〔花押〕

自元祿十六癸未曆八月
到同寶永元年甲申曆八月
不見派 長州萩 海潮寺〔大癡〕本了〔花押〕
但直請狀也

自寶永元年甲申曆八月
到同二乙酉曆八月
天真派 越前州毛良 駿州敷地 慈眼寺末寺 徳願寺默癡〔愚中〕〔花押〕

自寶永二乙酉曆八月
到同三丙戌曆八月
天鷹派 尾張州白坂 尾張州名古屋 雲興寺末寺 乾徳寺香峯〔花押〕
(朱) 正職寺代住

自寶永三丙戌曆八月
到同四丁亥曆八月
普濟派 芳春院道康〔花押〕

自寶永四丁亥曆八月
到同五戊子曆八月
了庵派 武州秩父 紀伊州長嶋 清泉寺末寺 常光院別傳〔花押〕
但直請狀也

通幻派 受業師周鋒和尚 長州之
一万二千十五世癡絶和尚 元祿十三庚申曆八月十四日
大寧寺 嗣法師明山和尚 住僧也

〔該当なし〕

通幻派 受業師璞雄和尚 越中州之
一万二千四百十世央山和尚 元祿十五壬午曆八月十日
瑞龍寺 嗣法師易天和 住僧也

通幻派 受業師本節和尚 長州之
一万二千八百四十二世本了和尚 元祿十二己卯曆八月三日
光永寺 嗣法師本節和尚 住僧也

通幻派 受業師愚肝和尚 駿州之
一万二千七百卅八世默癡和尚 寶永元年甲申八月九日
同派徳願寺 嗣法師愚肝和尚 住僧也

〔該当なし〕

〔該当なし〕

通幻派 受業師雪岩和尚 紀州之
一万三千三百三十六世別傳和尚 寶永四丁亥歲八月十三日
普光院 嗣法師雪岩和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

| | | | |
|------------------------|-----|---------------|---------------------------------------|
| 自寶永五戊子曆八月 到同六己丑曆八月 | 芳菴派 | 濃州大垣 | 全昌寺晦翁〔廓道〕(花押) |
| 自寶永六己丑曆八月 到同七庚寅曆八月 | 了菴派 | 上州白井 | 雙林寺物外〔梅應〕(花押) |
| 自寶永七庚寅曆八月 到正徳元辛卯曆八月 | 石屋派 | 薩州伊集院 | 妙圓寺宗賢〔聖燈〕(花押) |
| 自正徳元辛卯八月 到同正徳二壬辰八月 | 一徑派 | 肥後州求麻 | 永國寺〔瞎牛〕大用(花押) <small>但直請狀也</small> |
| 自正徳二壬辰八月 到同三癸巳八月 | 普濟派 | 加州金澤 | 宗徳寺禪山(花押) |
| 自正徳三癸巳八月 到同四甲午八月 | 不見派 | 越前州四十八谷 | 興禪寺通天(花押) <small>但直請狀也</small> |
| 自正徳四甲午八月 到同五乙未八月 | 天真派 | 越前州七良 若州佐田 | 慈眼寺末寺 芳春寺旭潭〔晃〕(花押) |
| 自正徳五乙未八月 到同六丙申八月 | 天鷹派 | 丹波村雲 丹後國田邊 | 洞光寺末寺 桂林寺香邦〔呀蓮〕(花押) |

| | | |
|--------|----------------|--------------|
| 通幻派 | 一万三千四百九十世晦翁和尚 | 受業師單傳和尚 濃州之 |
| 全昌寺 | 寶永五戊子年八月十四日 | 副法師單傳和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 一万三千六百九十一世梅應和尚 | 受業師大熊和尚 上州之 |
| 雙林寺 | 寶永六己丑歲八月八日 | 副法師天柱和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 一万三千八百七十五世宗賢和尚 | 受業師春岱和尚 薩州之 |
| 妙圓寺 | 寶永七庚寅八月八日 | 副法師野宅和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 一万四千五十五世大用和尚 | 受業師存忠和尚 肥後州之 |
| 永國寺 | 正徳元辛卯年八月九日 | 副法師門啓和尚 住僧也 |
| (該当なし) | | |
| 通幻派 | 一万四千七百八十七世旭潭和尚 | 受業師腰雪和尚 若狹州之 |
| 芳春寺 | 正徳四甲午年八月八日 | 副法師腰雪和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 一万五千十七世香邦和尚 | 受業師靈重和尚 丹後之 |
| 桂林寺 | 正徳五乙未年八月八日 | 副法師靈重和尚 住僧也 |

自享保元丙申八月
到同二丁酉八月
天德派 本州鶴川
同州馬傑(縁)
万年寺末寺 本光寺月吼(縁)
〔旭潭〕(花押)
但直請狀也

自享保二丁酉八月
到同三戊戌八月
量外派 周防州數國
洞泉寺(縁) 譽慧 福元和尚(花押)
但直請狀也

自享保三戊戌八月
到同四己亥八月
芳庵派 若州田上
常在院青山(縁) 覺英(花押)

自享保四己亥八月
到同五庚子八月
了庵派 常州水戸杉室
大雄院天山(縁) 存澤(花押)

自享保五庚子八月
到同六年辛丑八月
石屋派 長州深川
石州益田
大寧寺代住 妙義寺(縁) 雪堂 惟白(花押)

自享保六辛丑八月
到同七壬寅八月
普濟派 本州輪嶋
蓮江寺大通(縁) 承天(花押)

從享保七壬寅八月
到同八癸卯八月
普濟派 越前州府中
攝州大坂
金剛院末寺(縁) 龍海寺(縁) 江(縁) 宗徹(花押)

從享保八癸卯八月
到同九甲辰八月
當山三住
不見派 長州萩
海潮寺(縁) 大癡 本了(花押)
但直請狀也
(請脱也)

(該当なし)

(該当なし)

(該当なし)

(該当なし)

通幻派
一万六千百十九世惟白和尚 受業師祖傳和尚 石州之
享保五年庚子八月十日
妙義寺 嗣法師祖傳和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派再公文
一万六千三百六十九世關江和尚 受業師俊嶺和尚 攝州之
享保七年八月十日
龍海寺 嗣法師萬晁和尚 住僧也

通幻派
一万二千八百四十二世本了和尚 受業師本節和尚 長州之
元禄十二己卯曆八月三日
光永寺 嗣法師本節和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

從享保九甲辰八月
到同十二乙巳八月

天真派

但州豐岡

養源寺天產〔靈苗〕(花押)

從享保十二乙巳八月
到同十一丙午八月

天鷹派

尾州名麗屋

萬松寺吾有〔雲瑞〕(花押)
但直請狀

從享保十一丙午八月
到同十二丁未八月

天真派

越中魚津

常泉寺圓通〔海音〕(花押)
但直請狀

從享保十二丁未八月
到同十三戊申八月

了菴派
奥州
量外派之補住也

越後草水

長祿寺末寺
觀音寺寂菴〔惠鐘〕(花押)
但直請狀

從享保十三戊申八月
到同十四己酉八月

芳菴派

越前春日野

盛景寺鐵門〔花押〕

從享保十四己酉八月
到同十五庚戌八月

了庵派

相州

上州白井 當山三住

最乗寺末寺
雙林寺〔玉秀〕祖英〔花押〕

從享保十五庚戌八月
到同十六辛亥秋八月

石屋派

薩州鹿兒府

南林寺實禪〔花押〕

從享保十六辛亥八月
到同十七壬子年八月

一徑派

肥後州求麻

永國寺〔仲山〕光國〔花押〕
但直請狀

(該当なし)

通幻派

一万六千八百八十七世雲瑞和尚
再公文 萬松寺

受業師海岸和尚 尾州之
享保十七年八月七日
嗣法師雲山和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派再公文

一万七千二百七十四世寂庵和尚
觀音寺

受業師泉牛和尚 越後之
享保十二年八月七日
嗣法師泉牛和尚 住僧也

通幻派

一万三千三十六世鐵門和尚
同派盛景寺

受業師元苗和尚 越前之
寶永三丙戌年三月廿日
嗣法師元苗和尚 住僧也

(該当なし)

(該当なし)

通幻派

一万七千九百六十六世光國和尚
石水寺

受業師大用和尚 肥後之
享保十六年四月廿八日
嗣法師大用和尚 住僧也

從享保十七壬子年八月
到同十八癸丑年八月

普濟派

加州金澤

桃雲寺〔滄海〕良堂〔花押〕

從享保十八癸丑八月
到同十九甲寅八月

不見派

播州三木

雲龍寺〔未了〕高禪〔花押〕
直請狀

自享保十九甲寅八月
到同二十乙卯八月

天真派

下野國宇都宮

成高寺湛然〔穿海〕〔花押〕

自享保二十乙卯八月
到同二十一丙辰八月

天鷹派

尾州白坂

加州宮腰

雲興寺末寺 龍源寺牧翁〔麟〕〔花押〕
正

自元文元丙辰八月
到元文二丁巳八月

普濟派

當山後見

芳春院寔山〔花押〕
天德派之補住直請疏也

自元文二丁巳八月
到元文三戊午八月

量外派

周防嚴國

洞泉寺〔無際〕實際〔花押〕
直請狀

自元文三戊午八月
到元文四己未八月

天真派

加州金沢

永福寺〔大圓〕義道〔花押〕
芳庵派補住
直請狀

自元文四己未八月
開基和尙三百五十年忌時
到元文五庚申八月

了庵派

総州國府台

奥州須賀川

總寧寺末寺 長祿寺碧鷗〔海春〕〔花押〕

〔該当なし〕

通幻派

一万八千三百十六世高禪和尚

再公文 雲龍寺

受業師咲山和尚 播州之

享保十八癸丑年八月十三日
嗣法師咲山和尚 住僧也

通幻派

一万七千九百九十四世穿海和尚

地藏寺

受業師普傳和尚 下野之

享保十二未年三月廿一日
嗣法師默音和尚 住僧也

〔該当なし〕

〔該当なし〕

通幻派

一万九千二百六十九世寔際和尚

再公文 洞泉寺

受業師祖要和尙 防州之

元文二丁巳年八月十二日
嗣法師高圓和尚 住僧也

〔該当なし〕

通幻派

一万九千八百三十一世碧鷗和尚

再公文 長祿寺

受業師俊際和尚 奥州之

元文四己未年八月四日
嗣法師本光和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

自元文五庚申八月
到寛保元辛酉八月

石屋派

長州深川

大寧寺（傳） 靈苗〔花押〕
直請狀

通幻派

二万百二十世靈苗和尚
元文五庚申年八月八日
再公文大寧寺
受業師寛啓和尚 長州之
嗣法師良悟和尚 住僧也

從寛保元辛酉八月
到同二年壬戌八月

普濟派

奥州津輕

長勝寺拈笑〔廬山〕〔花押〕

〔該当なし〕

從寛保二壬戌八月
到同三癸亥八月

天真派

加州金澤

一徑派之補住直請疏

松山寺牧翁〔道痴〕〔花押〕

通幻派

二萬五百七十世道癡和尚
寛保二壬戌年八月九日
再公文松山寺
受業師懇宛和尚 加州之
嗣法師道富和尚 住僧也

從寛保三年癸亥八月
到延享元年甲子八月

不見派

長州萩

海潮寺〔兀山〕癡達〔花押〕
但直請狀也

通幻派

一万七千五百六十六世癡達和尚
享保十四己酉年三月廿一日
嗣法師本了和尚 住僧也

從延享元年甲子八月
到延享二年乙丑八月

天真派

信州松本

廣澤寺〔立寶〕惠介〔花押〕

〔該当なし〕

從延享三乙寅八月
到延享三丙寅八月

天鷹派

丹波州村雲

洞光寺天霖〔花押〕

〔該当なし〕

從延享三丙寅八月
到同四丁卯八月

天鷹派

加州百腰

天鷹派本州万年寺代住

龍源寺大休〔門〕〔花押〕

〔該当なし〕

自延享四丁卯八月
到寛延元戊辰八月

天真派

信州松代

星外派補住

長國寺密峯〔靜雲〕〔花押〕
但直請狀

〔該当なし〕

從寬延元戊辰八月
到同二己巳八月

芳菴派

攝州尼崎

全昌寺大千〔花押〕

從寬延二己巳八月
到同三庚午八月

了庵派

相州

最乘寺末寺

上州白井

雙林寺〔如實〕即融〔花押〕

自寬延三庚午八月
到同四辛未八月

石屋派

薩州伊集院郷

妙圓寺一圓〔白己〕〔花押〕

從寶曆元辛未八月
到同二壬申八月

一徑派

肥州求麻

永國寺〔發道〕大瞎〔花押〕
但直請狀也

從寶曆二壬申八月
到同三癸酉八月

普濟派

越前府中

金剛院玉麟〔角瑞〕〔花押〕

從寶曆三癸酉八月
到同四甲戌八月

不見派

越前四十八谷

興禪寺天嶺〔現瑞〕〔花押〕

從寶曆四甲戌八月
到同五季乙亥八月

天真派

伊州上野城

廣禪寺龍眉〔叡明〕〔花押〕

從寶曆五乙亥八月
到同六年丙子八月

天鷹派

尾州白坂

雲興寺〔大興〕柏春〔花押〕

正

通幻派

一万九千七十世大千和尚

全昌寺

受業師明堂和尚 攝州之
享保廿一再辰年五月十二日
嗣法師道如和尚 住僧也

通幻派再公文

二万二千八十五世即融和尚

雙林寺

受業師即隨和尚 上州之
寬延二己巳年八月九日
嗣法師默隨和尚 住僧也

〔該当なし〕

〔該当なし〕

通幻派再公文

二万二千六百六十六世玉麟和尚

金剛院

受業師石門和尚 越前之
寶曆二壬申年八月九日
嗣法師石門和尚 住僧也

通幻派再公文

二万二千九百七十二世天嶺和尚

興禪寺

受業師睡庵和尚 越前之
寶曆三癸酉年八月十一日
嗣法師覺門和尚 住僧也

通幻派再公文

二万三千百六十六世叡明和尚

廣禪寺

受業師寬明和尚 伊州之
寶曆四甲戌年八月九日
嗣法師智性和尚 住僧也

通幻派

二万三千三百六十六世柏春和尚

再公文 雲興寺

受業師春良和尚 尾州之
寶曆五乙亥年八月十日
嗣法師紹道和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

從寶曆六年丙子八月
至同七年丁丑八月

了菴派

信州彌津
天德派之補住

定津院〔梅源〕道芳〔花押〕

但直請狀也

從寶曆七年丁丑八月
至同八年戊寅八月

量外派

防州岩國

洞泉寺〔匡業〕宗參〔花押〕

但直請狀也

從寶曆八年戊寅八月
至同九年己卯八月

芳菴派

若州田上

常在院〔大籠〕義圓〔花押〕

寶曆九己卯天八月ヨリ
至同十庚辰八月迄

了庵派

奥州角田

長泉寺〔大光〕徹音〔花押〕

自寶曆十一辛巳八月
至寶曆十二壬午八月

石屋派

長州深川

大寧寺吞海〔未了〕〔花押〕

直請狀

自寶曆十二辛巳八月
至寶曆十三壬午八月

了庵派

信州小諸

海應院實悟〔性愚〕〔花押〕

一徑派之補住
直請狀

自寶曆十二壬午八月
至寶曆十三癸未八月

普濟派

越中高岡

瑞龍寺代住 普光寺〔洞明〕素仙〔花押〕

越後州原邑

從寶曆十三癸未八月
到明和元年申八月

不見派

長州秋

海潮寺〔逆法〕良遂〔花押〕

直請狀

〔該当なし〕

通幻派

二万二千四百八十八世實參和尚

慶雲庵

受業師實際和尚 防州之
寛延四年未年十月廿五日
嗣法師實際和尚 住僧也

〔該当なし〕

再公文通幻派

二万四千八百八十九世徹音和尚

長泉寺

受業師大圭和尚 奥州之
寶曆九己卯年八月九日
嗣法師高鈞和尚 住僧也

通幻派再公文

二万四千四百五十五世吞海和尚

大寧寺

受業師體道和尚 長州之
寶曆十庚辰年八月三日
嗣法師良悟和尚 住僧也

通幻派

二万千八百世實悟和尚

福正院

受業師惠水和尚 信州之
延享五戊辰年四月五日
嗣法師雲峰和尚 住僧也

〔該当なし〕

〔該当なし〕

從明和元年申八月
到明和二乙酉八月

天真派 越前宅良
慈眼寺末 野州冠科
長林寺〔棟巖〕乾梁〔花押〕

從明和二乙酉八月
到明和三丙戌八月

天鷹派 尾州三淵
正眼寺末 信州蘆田
光德寺〔嬾庵〕大淳〔花押〕

從明和三丙戌八月
到明和四丁亥八月

普濟派 加嘉
寶圓寺末 本州輪島
蓮江寺〔墨外〕良繩〔花押〕
直請狀

從明和四丁亥八月
到明和五戊子八月

了菴派 信州前山
貞祥寺〔明庵〕哲了〔花押〕
天德派之補任 但直請狀也

從明和五戊子八月
到明和六己丑八月

芳菴派 若州三方
臥龍院白如〔萬珪〕〔花押〕
代任

從明和六己丑八月
到明和七庚寅八月

了庵派 同州
雙林寺後見代任 上州沼田月夜野
嶽林寺〔物先〕慧外〔花押〕

從明和七庚寅八月
到明和八辛卯八月

石屋派 薩州鹿兒島
興國寺昂然〔花押〕

從明和八辛卯八月
到明和九壬辰八月

一徑派 肥後州求麻
永國寺〔慧日〕天中〔花押〕
直請狀

通幻派
二万五千三百八十世乾梁和尚 下野之
明和元年申八月九日
再公文長林寺 副法師高峰和尚 住僧也

〔該当なし〕

〔該当なし〕

通幻派
二万六千五百五十四世萬珪和尚 若州之
明和五戊子年八月五日
再公文臥龍院 受業師百巖和尚 住僧也
副法師百巖和尚

通幻派
二万六千三百五十七世慧外和尚 上州之
明和六己丑年八月六日
再公文嶽林寺 受業師靈國和尚 住僧也
副法師大惠和尚

通幻派
二万六千五百五十八世昂然和尚 薩州之
明和七庚寅年八月八日
再公文興國寺 受業師密山和尚 住僧也
副法師良牛和尚

通幻派
二万六千七百十世天中和尚 肥後之
明和八辛卯年八月七日
永國寺 受業師大磨和尚 住僧也
副法師可翁和尚

總持寺五院の成立と展開 (二)

| | | | |
|----------------------|-----|-----------------|---------------------|
| 從安永八己亥八月 到安永九庚子八月 | 了菴派 | 常州杏 杉室 | 大雄院德翁〔廓順〕(花押) |
| 從安永七己亥八月 到安永八己亥八月 | 芳菴派 | 若州田上 常州杏 杉室 | 常在院賢巖〔良得〕(花押) |
| 從安永六丁酉八月 到安永七戊戌八月 | 天真派 | 信州松代 天徳派の補住也 | 長國寺〔哲仙〕智嶽(花押) |
| 從安永五丙申八月 到安永六丁酉八月 | 量外派 | 防州岩國 直請狀 | 洞泉寺〔父幼〕老卵(花押) |
| 從安永四乙未八月 到安永五丙申八月 | 天鷹派 | 尾州下津 上州藤岡 | 正眼寺末 光徳寺〔覺巖〕實圓(花押) |
| 從安永三甲午八月 到安永四乙未八月 | 天真派 | 加州盛澤 直請狀 | 松山寺千英〔祥雲〕(花押) |
| 從安永二甲巳八月 到安永三甲午八月 | 不見派 | 越前 遠州曾我山 | 興禪寺代住 正法寺千毛〔綱賢〕(花押) |
| 從明和九壬辰八月 到安永二癸巳八月 | 普濟派 | 加州 本州所口 | 宗徳寺代住 龍門寺雪巖(花押) |

| | | |
|-----|----------------|---|
| 大源派 | 二万六千八百七十六世雪巖和尚 | 受業師石橋和尚 本州之 明和九年八月九日 嗣法師棟外和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 二万七千九十二世千毛和尚 | (以下記録なし) |
| 通幻派 | 二万七千二百四十七世千榮和尚 | 受業師芳山和尚 加州之 安永三年八月五日 嗣法師石蘭和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 二万六千七百七十四世實圓和尚 | 受業師性海和尚 上州之 明和九年三月十八日 嗣法師宗照和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 二万七千七百四十四世老卵和尚 | 受業師石門和尚 周防之 安永五丙申年八月十一日 嗣法師鐵文和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 二万七千八百九十世智嶽和尚 | 受業師海鷗和尚 信州之 安永六丁酉年八月九日 嗣法師密宰和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 二万八千七十二世賢巖和尚 | 受業師快翁和尚 若州之 安永七戊戌年八月六日 嗣法師泰淳和尚 住僧也 |
| 通幻派 | 二万三千六百七十七世廓順和尚 | 受業師孝順和尚 常州之 寶曆七年三月十日 嗣法師椿順和尚 住僧也 |

從安永九庚子八月
到天明元辛丑八月

通幻派

一徑派之補住

因州鳥取

景福寺

但直請狀

〔空庵〕 快仙 (花押)

從天明元辛丑八月
到天明二壬寅八月

石屋派

長州深川

大寧寺

直請狀

〔大麟〕 道趾 (花押)

從天明二壬寅八月
到天明三癸卯八月

了菴派

越後草水

觀音寺

但直請狀

〔然提〕 亮廓 (花押)

從天明三癸卯八月
到天明四甲辰八月

不見派

當山三住

長州萩

海潮寺

直請狀

〔逆法〕 良遂 (花押)

到天明五乙巳八月

天真派

越前宅良

本寺慈眼寺代住

信州勝間

龍勝寺〔勘了〕 大忍 (花押)

從天明五乙巳八月
到天明六丙午八月

天鷹派

尾州下津

正眼寺

直請狀

大統〔獨仙〕 (花押)

從天明六丙午八月
到天明七丁未八月

天德派

本州馬練

本光寺

直請狀

〔蒼海〕 木龍 (花押)

從天明七丁未八月
到天明八戊申八月

天真派

越中魚津

常泉寺

直請狀

〔本了〕 戒順 (花押)

通幻派
二万八千四百十四世快仙和尚
再公文 景福寺
受業師寂眼和尚 因州之
安永九庚子年八月十日
嗣法師寂眼和尚 住僧也

(該当なし)

(該当なし)

(該当なし)

通幻派
二万八千九百八十一世大忍和尚
再公文 龍勝寺
受業師道普和尚 信州之
天明四甲辰年八月十日
嗣法師補柱和尚 住僧也

通幻派
二万九千三百三十六世大統和尚
再公文 正眼寺
受業師定光和尚 尾州之
天明五乙巳年八月九日
嗣法師瑞船和尚 住僧也

通幻派
二万九千二百六十六世木竜和尚
再公文 本光寺
受業師石蘭和尚 本州之
天明六丙午年八月十二日
嗣法師石蘭和尚 住僧也

(該当なし)

總持寺五院の成立と展開 (二)

芳庵派

從天明八戊申八月
到寛政五己酉八月

尾州萬松寺代住 桂昌寺〔二山〕覺乘〔花押〕

同州

請狀者萬松寺江連焉

從寛政元年己酉八月
到寛政二年庚戌八月

芳菴派

濃州大垣
全昌寺金毛〔獨吼〕〔花押〕

直請狀

從寛政二年庚戌八月
到寛政三年辛亥八月

了菴派

相州關本

上州臼井

最乗寺末 雙林寺〔玉洲〕大泉〔花押〕

從寛政三辛亥八月
到寛政四壬子八月

石屋派

薩州鹿兒嶋

南林寺道國〔花押〕

從寛政四壬子八月
到寛政五癸丑八月

一徑派

肥後州杵麻

永國寺〔良環〕玉岡〔花押〕

直請狀

從寛政五乙丑八月
到寛政六甲寅八月

普濟派

加州金澤

桃雲寺〔悟嶽〕萬旨〔花押〕

從寛政六甲寅八月
到寛政七乙卯八月

量外派

防州若園

洞泉寺〔堅合〕鈍令〔花押〕

從寛政七乙卯八月
到寛政八丙辰八月

不見派

江州御

覺傳寺〔完海〕本潮〔花押〕

越前興禪寺代住

通幻派
二万九千五百二十六世覺乘和尚
受業師東海和尚 尾州之
天明八戊申年八月九日
再公文桂昌寺
嗣法師東海和尚 住僧也

通幻派
二万九千九百九十六世金毛和尚
受業師酬巖和尚 濃州之
寛政元己酉年八月十二日
再公文全昌寺
嗣法師萬傳和尚 住僧也

通幻派
三万三百四十五世大泉和尚
受業師大圓和尚 上州之
寛政二庚戌年八月十日
再公文雙林寺
嗣法師寶洲和尚 住僧也

通幻派
三万七百六十六世道國和尚
受業師實翁和尚 薩州之
寛政三辛亥年八月十五日
再公文南林寺
嗣法師元明和尚 住僧也

通幻派
二万六千三百八十六世玉岡和尚
受業師大瞎和尚 肥後之
明和己丑年九月十日
再公文延命寺
嗣法師桃隠和尚 住僧也

〔該当なし〕

〔該当なし〕

通幻派
三万二千三百五十世本潮和尚
受業師天巖和尚 江州之
寛政七乙卯年八月九日
再公文覺傳寺
嗣法師要宗和尚 住僧也

從寬政八丙辰八月
到寬政九丁巳八月

天鷹派

尾州下津正眼寺代住

丹波村雲

洞光寺大通〔智勝〕(花押)

從寬政九丁巳八月
到寬政十戊午八月

通幻派

越前宅良慈眼寺代住

伯笏和田

定光寺規外〔子範〕(花押)

從寬政十戊午八月
到寬政十一己未八月

芳菴派

若州田上

常在院〔興山〕歡隆(花押)

從寬政十一己未八月
到寬政十二庚申八月

芳菴派

摂州尼崎

全昌寺嘯天〔泰吟〕(花押)

從寬政十二庚申八月
到享和元年辛酉八月

○○○
通幻派
了庵派

奥州須賀川

長祿寺〔臥山〕忍龍(花押)

從享和元年辛酉八月
到享和二年壬戌八月

石屋派

長州深川

大寧寺〔大嶺〕珉光(花押)

從享和二年壬戌八月
到享和三年癸亥八月

一徑派

補住信州小諸
海應院代住

越中富山

海岸寺海容(花押)

從享和三年癸亥八月
到文化元年甲子八月

不見派

長州萩

海潮寺鐵心〔道肝〕(花押)
直請狀

通幻派 再公文
三万二千六百九十六世大通和尚
洞光寺
受業師定玄和尚 丹州之
寬政八丙辰年八月四日
嗣法師大喜和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派
三万三千百八世歡隆和尚
再公文常在院
受業師歡溪和尚 若州之
寬政十戊午年八月十一日
嗣法師歡溪和尚 住僧也

通幻派
三万三千二百九十世嘯天和和尚
再公文全昌寺
受業師道如和尚 攝州之
寬政十一己未年八月八日
嗣法師道如和尚 住僧也

通幻派
三万三千五百七十七世忍龍和尚
再公文長祿寺
受業師如實和尚 奥州之
寬政十二庚申年八月十一日
嗣法師凡生和尚 住僧也

通幻派
三万三千七百四十四世珉光和尚
再公文大寧寺
受業師冷雲和尚 長州之
享和元年辛酉年八月六日
嗣法師冷雲和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派
二万八千九百三十五世鐵心和尚
德明院
受業師良遂和尚 長州之
天明四年辰年三月二日
嗣法師良遂和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

從文化元甲子八月
從文化二乙丑八月
越前禪林寺代住
普濟派
越後柏崎
香積寺〔天龍〕海圓〔花押〕

從文化二乙丑八月
從文化三丙寅八月
越前宅良慈眼寺代
天真派
但馬豐潤
養源寺雄嶽〔仙英〕〔花押〕

從文化三丙寅八月
從文化四丁卯八月
尾州下津正眼寺代
天鷹派
尾州名護屋
乾徳寺〔瑞法〕角琳〔花押〕

從文化四丁卯八月
從文化五戊辰八月
信州松代
天真派
長國寺俊丈〔碩英〕
天徳派補住
直請狀 三十年一回也

從文化五戊辰八月
從文化六己巳八月
信州前山
了菴派
貞祥寺〔佛庵〕祖雄^{〔印〕}〔花押〕
量外派之補住也
五十一年一回也

從文化六己巳八月
從文化七庚午八月
越前盛景寺代
芳菴派
少林寺天然〔花押〕

從文化七庚午八月
從文化八辛未八月
上州雙林寺代
了菴派
昌福寺〔玉洲〕大泉〔花押〕

自文化八辛未八月
到文化九壬申八月
薩州伊集院郷
石屋派
妙圓寺仙州〔道林〕^{〔印〕}

〔該当なし〕

通幻派
三万四千八百二十六世雄嶽和尚
受業師俊龍和尚 但州之
文化二乙丑年八月十三日
副法師智繁和尚 住僧也

通幻派
三万五千五十七世角琳和尚
受業師禪翁和尚 尾州之
文化三丙寅年八月六日
副法師桃岳和尚 住僧也

通幻派
三万五千二百八十五世俊丈和尚
受業師活雲和尚 信州之
文化四丁卯年八月十一日
副法師體中和尚 住僧也

通幻派
三万五千五百二世祖雄和尚
受業師從展和尚 信州之
文化五戊辰年八月九日
副法師大蟲和尚 住僧也

再公文
再公文
三万五千七百六十五世天然和尚
受業師巴禿和尚 越前之
文化六己巳年八月五日
副法師諦然和尚 住僧也

通幻派
三万五千九百七十五世天山和尚
受業師瑞應和尚 同州之
文化七庚午年八月十日
副法師勇禪和尚 住僧也

通幻派
三万六千六百五十六世仙州和尚
受業師泰道和尚 薩州之
文化八辛未年八月九日
副法師圓山和尚 住僧也

從文化九壬申八月
到文化十癸酉八月

一徑派

肥後求麻

永國寺

良丹

鳳珊

直請狀也

從文化十癸酉八月
到文化十一甲戌八月

普濟派

城州伏見

月橋院

祖石

花押

直請狀也

從文化十一甲戌八月
到文化十二乙亥八月

不見派

播州三木

雲龍寺

大透

祖眼

印

越前興禪寺代住

從文化十二乙亥八月
到文化十三丙子八月

天真派

常州若芝

金龍寺

默頑

印宗

花押

越前慈眼寺代住

從文化十三丙子八月望日
到文化十四丁丑八月望日

天鷹派

尾州

廣幢寺

賢外

逸俊

花押

尾州正眼寺代住

從文化十四丁丑八月望日
到文化元戊寅八月望日

天德派

本州

萬年寺

盤允

玉轉

印

從文化元寅八月望日
到文化二卯八月望日

量外派

防州若國

洞泉寺

萬久

瞳眠

花押

備少

從文化二卯八月望日
到文化三辰八月望日

芳庵派

若州田上

常在院

朴翁

孝純

印

(該当なし)

通幻派

三万六千五百四十世祖石和尚

受業師祖通和尚 城州之
文化十癸酉年八月九日

再公文月橋院

嗣法師大道和尚 住僧也

通幻派

三万五千五百六十四世祖眼和尚

受業師僧隻和尚 攝州之
寛政八丙辰歲三月廿六日

深谷寺

嗣法師大峰和尚 住僧也

通幻派

三万六千九百二十三世默頑和尚

受業師東嶺和尚 常州之
文化十二乙亥年八月八日

再公文金龍寺

嗣法師不傳和尚 住僧也

通幻派

三万七千九十八世逸俊和尚

受業師雪道和尚 尾州之
文化十三丙子年八月六日

再公文廣幢寺

嗣法師雪道和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派

三万七千五百三十六世瞳眠和尚

受業師節明和尚 防州之
文政元丙午年八月十日

再公文洞泉寺

嗣法師嘯山和尚 住僧也

通幻派

三万七千七百六十七世孝純和尚

受業師義長和尚 若州之
文政二己卯八月八日

再公文常在院

嗣法師敬隆和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

從文政三辰八月望日
到同四巳八月望日
了菴派

奥州石川
長泉寺智外 □^(印)

(該当なし)

從文政四巳八月望日
到同五壬午八月望日
石屋派

長州深川
大寧寺 [單提] 惠傳 (花押)

(該当なし)

從文政五壬午八月望日
到同曆六癸未八月望日
一徑派

因州鳥取
景福寺擔水 [澄融] □^(印)

通幻派
三万八千四百三世擔水和尚
文政五年八月四日
再公文景福寺
受業師玄峯和尚 因州之
副法師牛山和尚 住僧也

從文政六未八月望日
到同曆七甲申八月望日
普濟派

越中高岡
瑞龍寺 [眞巖] 國常 (花押)

(該当なし)

從文政七甲申八月望日
到文政八乙酉八月望日
不見派

長州萩
西夏再建
海潮寺 [大用] 道輝 (花押)

(該当なし)

從文政八乙酉八月望日
到文政九丙戌八月望日
天真派

武州成田
御遷座引移也
龍淵寺 [千山] 日峰 (花押)

(該当なし)

從文政九丙戌八月望日
到文政十丁亥八月望日
天鷹派

尾州名護屋
正眼寺代住
善篤寺 [龍山] 泰門 □^(印)

(該当なし)

從文政十丁亥八月望日
到文政十一子八月望日
天鷹派

尾州
萬松寺代住
含笑寺 [俊峰] 蜜禪 □^(印)

通幻派
三万七千六百六十八世蜜禪和尚
尾州之
受業師蜜宗和尚
文化十四丁丑年二月朔日
嗣法師蜜宗和尚 住僧也

從文政十一戊子八月望日 通幻派
從文政十二己丑八月望日

越后草水

觀音寺 [官邦] 興國

〔印〕

從文政十二己丑八月望日 芳庵派
從文政十三庚寅八月望日

若州三方

臥龍院 [大淵] 龍童

〔印〕

代住之處初直請狀也

從文政十三庚寅八月望日 了庵派
到天保二辛卯八月望日

上州白丹

雙林寺 [耕雲] 靈苗

〔印〕

庫堂本尊毘沙門天老躰自寄附

當庵額老面 寄附

御向尊五百回遠忌八月九日始勤四月十五

諸堂 當庵上梁之式朔八月相整 同代 (花押)

鐘樓堂老字支廳下上題佐諸寺院百中寄附

鐘樓堂額老面自寄附

從天保二辛卯八月望日 太源派
從同曆三壬辰八月望日

薩州鹿兒島城

南林寺代鷺 (花押)

福昌寺代住

從天保三壬辰八月望日 通幻派

肥後求麻吉城下

永國寺 [能學] 諦忍

〔印〕

直請狀也

從天保四癸巳八月望日 普濟派
從同曆五甲午八月望日

奥州津輕

長勝寺 [祖山] 仙宗 (花押)

從天保五甲午八月望日 不見派
從同曆六乙未八月望日

播州河合

慶徳寺 [泰道] 冠國 (花押)

直請狀也

(該当なし)

通幻派

四万七十一世龍童和尚

再公文臥龍院

受業師雲嗣和尚 若州之

文政十二己丑年八月九日
嗣法師玄中和尚 住僧也

通幻派

四万三百三世靈苗和尚

再公文雙林寺

受業師正因和尚 上州之

文政十三寅年八月六日
嗣法師愚禪和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派

三万六千三百九十八世諦忍和尚

神正寺

受業師良環和尚 肥後之

文化十癸酉年正月二十日
嗣法師光鱗和尚 住僧也

(該当なし)

通幻派

三万三千六百二十五世冠國和尚

万福寺

受業師仙能和尚 同州之

享和元辛酉年三月十九日
嗣法師大柱和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

從天保六乙未八月望日
到同曆七丙申八月望日
天真派

越前宅良谷
慈眼寺〔慧門〕琢明□^(印)
直請狀也

從天保七丙申八月望日
到同曆八丁酉八月望日
天鷹派

尾州名古屋城
永安寺〔養翁〕鈎玄○^(印)
正眼寺代住

從天保八丁酉八月望日
到同曆九戊戌八月望日
天真派
天徳派補住

信州松代
長國寺〔白翁〕一圭□^(印)

從天保九戊戌八月望日
到至己亥八月望日
量外派

防州岩國
洞泉寺〔立文〕字禪□^(印)
直請狀

從天保十己亥八月望日
到至庚子八月望日
芳庵派

若州田上
常在院〔左鷄〕雪玄□^(印)
直請狀

從天保十一庚子八月望日
到至辛丑八月望日
了庵派

相州最乗寺代住
大雄院〔洞流〕宗滴□^(印)
水戸杉室

從天保十二辛丑八月望日
當備曆四百五十四御翌相勤
同至壬寅八月望日
石屋派

長州深川
大寧寺岱洲〔龜俊〕(花押)
直請狀

從天保十三寅八月
到至癸卯之八月
了菴派

信州小諸
海應院雄峰〔實英〕(花押)
直請狀

(該当なし)

再通幻派
公四万五千五百七世鈎玄和尚
文 永安寺
受業師謙宗和尚 尾州之
天保七年八月十一日
嗣法師慈舟和尚 住僧也

(該当なし)

再通幻派
公四万七千七百四十九世字禪和尚
文 洞泉寺
受業師本瑞和尚 防州之
天保九年八月五日
嗣法師石曳和尚 住僧也

再通幻派
公四万九千九百五十一世雪玄和尚
文 常在院
受業師譽英和尚 若州之
天保十年八月七日
嗣法師良珍和尚 住僧也

再通幻派
公四万二千六百六十二世宗滴和尚
文 大雄院
受業師良宗和尚 上州之
天保十一年八月十日
嗣法師同 住僧也

再通幻派
公四万三千三百八十六世岱洲和尚
文 大寧寺
受業師虎藏和尚 長州之
天保十二年八月九日
嗣法師大亀和尚 住僧也

(該当なし)

從天保十四卯八月
至同曆十五辰八月

普濟派

越前府中
金剛院〔興宗〕^{〔印〕}
官隆□^{〔印〕}

從弘化元甲辰八月
到同二乙巳八月

不見派

長州秋城
直請 海潮寺宏隆〔滿地〕□^{〔印〕}
普巳五月本山戒會二付戒師

從弘化二乙巳八月
到同三丙午八月

通幻派

上毛後關
長源寺良翁〔以哉〕□^{〔印〕}

從弘化三丙午八月
到同四丁未八月

天鷹派

濃州加納城下
久運寺本牛○^{〔印〕}
正眼寺代住

從弘化四丁未八月
到嘉永元戊申八月

天德派

普山三住
本光寺〔活巖〕^{〔印〕}
直請狀

從嘉永元戊申八月
至同曆二己酉八月

天真派

越中魚津
常泉寺〔海印〕^{〔印〕}
直請狀 西六月廿一日迁化依遺書補住持八月初一日上山

從嘉永二年己酉八月
至明年庚戌八月

芳庵派

美濃大垣
全昌寺〔鐵面〕^{〔印〕}
清拙□

從嘉永三庚戌八月
至明年辛亥八月

了庵派

上州白井
雙林寺〔古巖〕^{〔印〕}
道錦〔花押〕

再通幻派
公四万二千八百十一世官隆和尚
天保十四年八月十日
受業師官曉和尚 越前之
嗣法師 同 住僧也

(該当なし)

(該当なし)

再通幻派
公四万三千五百八十五世本牛和尚
弘化三年八月九日
受業師楚雲和尚 濃州之
嗣法師 同 住僧也

再通幻派
公四万三千八百十六世閻禪和尚
弘化四年八月八日
受業師良傳和尚 本州之
嗣法師 同 住僧也

(該当なし)

再通幻派
公四万四千三百三十一世清拙和尚
嘉永二年八月七日
受業師大鵬和尚 濃州之
嗣法師無底和尚 住僧也

通幻派
公三万七千八百五十七世道錦和尚
文政三庚辰年二月十九日
受業師大泉和尚 上州之
嗣法師了玄和尚 住僧也

總持寺五院の成立と展開 (二)

| | | |
|----------------------|-----|---|
| 從嘉永四辛亥八月 至明年壬子八月 | 石屋派 | 薩州伊集院郷 妙圓寺〔泰山〕圓州 <small>〔印〕</small> |
| 從嘉永五壬子八月 至明年癸丑八月 | 一徑派 | 肥後入吉城 永國寺〔豊山〕祥國 <small>〔印〕</small> 直請狀 |
| 從嘉永六癸丑八月 至明年甲寅八月 | 普濟派 | 加州金澤城 桃雲寺〔大晴〕亮童 <small>〔印〕</small> |
| 從嘉永七甲寅八月 至安政二乙卯八月 | 不見派 | 越州四十八谷 興禪寺〔桃庵〕達聞 <small>〔印〕</small> 直請狀 |
| 從安政二乙卯八月 至安政三丙辰八月 | 天真派 | 信州松本 廣澤寺〔德巖〕隆光〔花押〕 越前慈暉寺代住 |
| 從安政丙辰八月 到同曆丁巳八月 | 天鷹派 | 尾州名護屋城 長栄寺〔思齊〕保賢 <small>〔印〕</small> 正眼寺代住 |
| 從安政四丁巳八月 至安政五戊午八月 | 通幻派 | 摂津尼崎 全昌寺實宗〔祖參〕 <small>〔印〕</small> 芳庵下 開山春秀 |
| 從安政五戊午八月 到安政六己未八月 | 量外派 | 防州石國 洞泉寺〔獨遊〕橘仙 <small>〔印〕</small> |

(該当なし)

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 通幻派 | 受業師恭龍和尚 肥後之 天保三辰年八月十八日 |
| 四万八百世祥國和尚 | 副法師諱忍和尚 住僧也 |
| 豊光院 | |
| 通幻派 | 受業師融童和尚 加州之 嘉永二年正月二十七日 |
| 四万四千百七十七世亮童和尚 | 副法師同 住僧也 |
| 久昌寺 | |
| 通幻派 | 受業師惠達和尚 越前之 嘉永七年八月十一日 |
| 四万五千五百三十五世達聞和尚 | 副法師同 住僧也 |
| 興禪寺 | |
| 同幻巻 | 受業師隆堂和尚 信州之 天保九年十月十一日 |
| 四万七千七百九十七世隆光和尚 | 副法師同 住僧也 |
| 生蓮寺 | |
| 通幻派 | 受業師禪智和尚 尾州之 安政三年十月十五日 |
| 四万六千五百九十九世保賢和尚 | 副法師同 住僧也 |
| 長栄寺 | |
| 通幻派 | 受業師敦宗和尚 攝州之 安政四年八月七日 |
| 四万六千二百六十三世實宗和尚 | 副法師同 住僧也 |
| 全昌寺 | |
| 再通幻派 | 受業師大梁和尚 防州之 安政五年八月六日 |
| 公四万六千五百四十六世橘仙和尚 | 副法師唯眠和尚 住僧也 |
| 洞泉寺 | |

從安政六己未八月
到万延元庚申八月

通幻派

若州三宅

久永寺〔悟峰〕秀道（印）

從萬延元庚申八月
到文久三癸亥八月

了菴派
六十一
一年目

總州國府臺
奥州須賀川

總靈寺末寺 長録寺劫外〔春定〕（花押）
（ハ）

從文久元辛酉八月
到文久三壬戌八月

石屋派

長州深川

大靈寺〔管山〕分應（印）
直請狀

從文久二壬戌八月
到文久三癸亥八月

通幻派

一徑補住

因州鳥取

景福寺〔大覺〕堅光（印）
直請狀

從文久三癸亥八月
到元治元甲子八月

天真派

加州金澤城

廣誓寺〔學應〕亮童（花押）
四天王寺代住

從元治元甲子八月
到慶應元乙丑八月

普濟派

越中泊駅

松林寺〔祖關〕勇道（印）
直請狀

從慶應元乙丑八月
至同曆二丙寅八月

天真派

但州豐岡

養源寺〔法山〕良威（花押）
慈眼寺代住

從慶應二丙寅八月
至同曆丁卯八月

天鷹派

尾州白坂

雲興寺〔孝道〕良順（花押）
正眼寺代住

再通幻派

公四万六千八百四十五世秀道和尚
安政六年八月八日
副法師智源和尚 若州之
副法師為棟和尚 住僧也

再同（通幻也）

公四万七千四百一十一世劫外和尚
萬延元年八月十二日
副法師月海和尚 住僧也
長祿寺

再通幻派

公四万七千四百二十五世分應和尚
文久元年八月五日
副法師文棟和尚 住僧也
大靈寺

再通幻派

公四万七千七百三十五世堅光和尚
文久二年八月九日
副法師倫丈和尚 住僧也
景福寺

（該当なし）

（該当なし）

再通幻派

公四万八千七百八世良威和尚
慶応元年八月七日
副法師拙明和尚 住僧也
養源寺

（該当なし）

從慶應三丁卯八月
至同曆四戊辰八月

天真派
天徳派補住

信州松代
長國寺〔蘆立^(マ)〕月皎〔花押〕
直請狀也

從慶應四戊辰八月
至明治二年己巳八月

了庵派

信州前山
貞祥寺〔玉翁〕正光^(印)
直請狀也

從明治二己巳八月
至同曆三庚午八月

了庵派

信州伊那郡表木
法音寺〔靈獄〕石苗^(印)
直請狀也

(注) 文化四年長国寺俊丈以降、法名の下に□・○の落款あり。

通幻派
四万二千百五十五世月皎和尚
典暎寺

受業師陽山和尚 信州之
天保十一年八月二日
嗣法師同 住僧也

通幻派
四万五千八百三十四世正光和尚
龍泉院

受業師單傳和尚 信州之
安政三年二月十五日
嗣法師同 住僧也

通幻派
三万九千三百八十九世石苗和尚
法音寺

受業師石牛和尚 信州之
文政九戌年四月十三日
嗣法師義靜和尚 住僧也

妙高庵へ輪住したのは、このように元禄六年（一六九三）八月「十五日」の播州慶徳寺照外「慈鑑」から、明治二年（一八六九）八月「十五日」の信州法音寺「靈嶽」石苗まで百七十七名であるが、長州海潮寺大癡本了（總持寺一一八四二世）が元禄十六年（一七〇三）・享保八年（一七二三）、同じく海潮寺逆法良遂（總持寺未出世）が寶曆十三年（一七六三）・天明三年（一七八三）に、いずれも二回輪住していることは注目しなければならない。また妙高庵輪住者百七十七名中、總持寺に出世（転衣）したものは、現在判明している限り百十三名で、未出世（未転衣）の者は六十四名である。このように未出世の者が六十四名〓三十六パーセントにのぼっていることは看過できない。なお總持寺出世転衣者百十三名中、七十名が再公文（永平寺に出世転衣した人が、總持寺に出世転衣しなしなおす事成直）で、六十二パーセントにのぼっていることもとくに注目する必要がある。

いま總持寺に出世した百十三名の總持寺出世時と、妙高庵輪住の日時についてみると次のようになる。

(1) 出世後妙高庵輪住まで四十三年〓三ヶ月、二十六名

四十年以上一名（四十三年四ヶ月、明治二年八月輪住、總持寺三九三八九世、靈嶽石苗）

三十九年〓三十年 二名

二十九年〓二十年 七名

十九年〓十年 九名

九年〓三ヶ月 七名

(2) 出世の翌日から十二日後の妙高庵輪住者、八十四名

一日（翌日） 一名

二日 五名

- 三日 四名
四日 八名
五日 十名
六日 二十一名
七日 十一名
八日 七名
九日 七名
十日 五名
十一日 三名
十二日 一名
- (3) 出世当日妙高庵輪住者、一名
寛政三年（一七九一）妙高庵に輪住した總持寺三〇七一六世薩州南林寺道国は八月十五日に出世しているので、出世後妙高庵輪住か、輪住後出世したか明らかでないが、出世後の輪住と理解したい。
- (4) 妙高庵輪住中出世転衣した者、一名
輪住二ヶ月後（安政三年へ一八五六）、十月十五日輪住した總持寺四六〇五九世保賢（尾州長栄寺）
- (5) 不明者、一名
安永二年（一七七三）輪住の遠州正法寺千毛綱賢は、總持寺二七〇九二世であるが、『總持寺住山記』に入寺年月日、受業・嗣法師名、出身地が未記入のため不明。

普藏院の輪住帳（本紀要第十四号）でも触れたが、従来は五院輪番の再住は總持寺住持（出世転衣）を経た者から選んだとしているが、⁽¹⁾（1）はこれに該当するが、⁽²⁾（3）は妙高庵輪住に当たり、急遽出世転衣を行った感が強いのみならず、出世転衣後上洛し、道正庵の寮舎で参内の坐作進退を習得して、朝廷から綸旨を頂戴することも不可能である。（4）は先に触れた未出世の輪住と併せ、従来の説と全く矛盾するもので、今後の究明が必要である。次には輪住について国別・寺院別・輪住回数・門派名その他をまとめ、便宜的に『曹洞宗大本山總持寺御直末・元輪番地寺院名鑑』に準じて列挙するとともに、その問題点を考察する。

武蔵

埼玉 竜淵寺 1回

天真派 1

※1文政八年「干山 日峰に「御選座(遷)引移也」とある。

埼玉 昌福寺 1回

了庵派 1

※1文化七年は上野双林寺の代住

相模

神奈川 最乗寺 1回

了庵派 1

※1天保十一年は常州大雄院代住。

上野

群馬 双林寺 8回

了庵派 1 2 3 4 5 6 7 8

※4明和六年は上州嶽林寺、6文化七年は武州昌福寺代住。

なお4 明和六年嶽林寺は「双林寺後見」とある。また7

文政十三年には「庫堂本尊毘沙門天志躰自寄附 當庵額

壹面河州葛城山伊勢河内長尾寺後寺寄附

御向尊五百十四間遠忌八月九日相勤 諸堂并當庵上梁之式八月相整

鐘樓堂壹字寺殿下上總務 鐘樓堂額壹面自寄附 同代(花押)

とある。

群馬 嶽林寺 1 回

了庵派 1

※1 明和六年は上州双林寺の代住。なお「双林寺後見」とある。

群馬 長源寺 2 回

天真派 1

通幻派 2

群馬 光徳寺 1 回

天鷹派 1

下野

栃木 成高寺 1 回

天真派 1

栃木 長林寺 1 回

天真派 1

常州

茨城 大雄院 3 回

了庵派 1 2 3

※3 天保十一年は相州大乘寺の代住。

茨城 金竜寺 1 回

天真派 1

※1 文化十二年は越前慈眼寺の代住。

下野

茨城 東昌寺 1 回

了庵派 1

駿河

静岡 徳願寺 1 回

天真派 1

遠江

静岡 正法寺 1回

不見派 1

※1安永二年は越前興禪寺の代住。

天鷹派 1

※1天保七年は尾州正眼寺の代住。

愛知 含笑寺 1回

天鷹派 1

※1文政十年は尾州万松寺の代住。

尾張

愛知 善篤寺 1回

天鷹派 1

※1文政九年は尾州正眼寺の代住。

愛知 雲興寺 2回

天鷹派_正 1

天鷹派 2

※2慶応二年は尾州正眼寺の代住。

愛知 万松寺 3回

天鷹派 13

芳庵派 2

※2天明八年は尾州桂昌寺、3文政十年は尾州含笑寺代住。

愛知 正眼寺 10回

天鷹派 12345678910

※2天明五年以外はすべて代住。1寶永二年は尾州乾徳寺、

愛知 長栄寺 1回

天鷹派 1

※1安政三年は尾州正眼寺の代住。

3寛政八年は丹波洞光寺、4文化三年は尾州乾徳寺、5

文化十三年は尾州広幢寺、6文政九年は尾州善篤寺、7

天保七年は尾州永安寺、8弘化三年は濃州久運寺、9安

政三年は尾州長栄寺、10慶応二年は尾州雲興寺代住。

愛知 乾徳寺 2回

天鷹派 12

※1寶永二年、2文化三年ともに尾州正眼寺の代住。

愛知 広幢寺 1回

天鷹派 1

※1文化十三年は尾州正眼寺の代住。

愛知 永安寺 1回

愛知 桂昌寺 1回

芳庵派 1

※1天明八年は尾州万松寺の代住。なお「請状者万松寺江遣焉」とある。

愛知 久昌寺 1回

天鷹派 1

愛知 一心寺 1回

天鷹派 1

信濃

長野 長国寺 5回

天真派 1 2 3 4 5

※1延享四年は量外派の補住、2安永六年、3文化四年、4天保八年、5慶応三年は天徳派の補住。なお2安永六年には「三十年一回也」とある。

長野 貞祥寺 3回

了庵派 1 2 3

※1明和四年は天徳派、2文化五年は量外派の補住。また2文化五年に「五十年一回也」とある。

長野 光徳寺 1回

天鷹派 1

長野 海心院 3回

了庵派 1 3

一徑派 2

※1寶曆十一年は一徑派の補住。2享和二年は越中海岸寺の代住。

長野 定津院 1回

了庵派 1

※1寶曆六年は天徳派の補住。

長野 広沢寺 2回

天真派 1 2

※2安政二年は越前慈眼寺の代住。

長野 法音寺 1回

了庵派 1

長野 竜勝寺 1回

天真派 1

※1天明四年は越前慈眼寺の代住。

美濃

岐阜 全昌寺 3回

芳庵派 1 2 3

岐阜 久運寺 1回

天鷹派 1

※1弘化三年は尾州正眼寺の代住。

伊勢

三重 四天王寺 1回

天真派 1

※1文久三年は加州広誓寺代住。

伊賀

三重 広禅寺 1回

天真派 1

三重 仏光寺
↓紀井常光院を見よ。

紀井

和歌山 常光院 1回

了庵派 1

※1寶永四年は別伝芳禪が輪住しているが、現在は仏光寺と改称している。

近江

滋賀 覚伝寺 1回

不見派 1

※1寛政七年は越前興禪寺の代住。

山城

京都 月橋院 1回

普濟派 1

※1文化十年は越前金剛院の代住。

丹後

京都 桂林寺 1回

天鷹派 1

摂津

大阪 竜海寺 1回

普濟派 1

兵庫 全昌寺 3回

芳庵派 12

通幻派 3

芳庵下開山香霧

※2文化十一年は越前興禪寺の代住。

兵庫 慶徳寺 3回

不見派 123

※2寶曆三年は越前興禪寺の代住。

丹波

兵庫 洞光寺 2回

天鷹派_正 1

天鷹派 2

※2寛政八年は尾州正眼寺の代住。

因幡

鳥取 景福寺 3回

通幻派 13

一徑派 2

※1安永九年、3文久二年はともに一徑派の補住。

但馬

兵庫 養源寺 3回

天真派 123

※2文化二年、3慶応元年はともに越前慈眼寺の代住。

伯耆

鳥取 定光寺 1回

通幻派 1

※1寛政九年は越前慈眼寺の代住。

播磨

兵庫 雲竜寺 2回

不見派 12

石見

島根 妙義寺 1回

石屋派 1

※1享保五年は長州大寧寺の代住。

周防

山口 洞泉寺 9回

量外派 1 2 3 4 5 6 7 8 9

長門

山口 海潮寺 8回

不見派 1 2 3 4 5 6 7 8

※1元禄十六年と、2享保八年は大癡本了が二回輪住しており、また2の派名の右に当山三住とある。5寶曆十三年と6天明三年は逆法良遂が二度輪住しており、また6の派名の左に当山三住とある。なお7文政七年に「西夏の再建」、8の派名の左に「当巳五月本山戒会「付戒師」とある。

山口 大寧寺 8回

石屋派 1 2 3 4 5 6 7 8

※2享保五年は石州妙義寺代住。

肥後

熊本 永国寺 8回

一径派 1 2 3 4 5 6 8

通幻派 7

薩摩

鹿兒島 南林寺 3回

石屋派 1 2

太源派 3

※3天保二年は薩州福昌寺の代住。なお南林寺は現在福岡県にある。

鹿兒島 妙円寺 4回

石屋派 1 2 3 4

鹿兒島 興国寺 1回

石屋派 1

鹿兒島 福昌寺 1回

太源派 1

※1天保二年は薩州南林寺代住。

越前

福井 興禪寺 6回

不見派 1 2 3 4 5 6

※2寶曆三年は播州慶徳寺、3安永二年は遠州正法寺、5寛政七年は江州寛伝寺、6文化十一年は播州雲竜寺がそれぞれ代住。

福井 金剛院 3回

普濟派 1 2 3

※3文化十年は城州月橋院代住。

福井 盛景寺 2回

芳庵派 1 2

※2文化六年は越前少林寺代住。

福井 慈眼寺 7回

天真派 1 3 4 5 6 7

通幻派 2

※1天明四年は信州竜勝寺、2寛政九年は伯州定光寺、3文化二年は但州養源寺、4文化十二年は常州金竜寺、6安政二年は信州広沢寺、7慶応元年は但州養源寺がそれぞれ代住。

福井 少林寺 1回

芳庵派 1

※1文化六年は越前盛景寺の代住。

福井 禪林寺 1回

普濟派 1

※1文化元年は越後香積寺代住。

若狭

福井 臥竜院 2回

芳庵派 1 2

※1明和五年、2文政十二年とも代住とあるが、寺名は不明。

福井 常在院 7回

芳庵派 1 2 3 4 5 6 7

福井 芳春寺 1回

天真派 1

福井 久永寺 1回

通幻派 1

加賀

石川 松山寺 2回

天真派 12

※1寛保二年は一径派の補住。

石川 永福寺 1回

天真派 1

※1元文三年は芳庵派の補住。

石川 桃雲寺 3回

普濟派 123

石川 広誓寺 1回

天真派 1

※1文久三年は伊勢四天王寺の代住。

石川 竜源寺 2回

天鷹派 12

※2延享三年は能州万年寺(天徳派)の代住。

石川 宗徳寺 3回

普濟派 123

※3明和九年は能州竜門寺代住。なお現在は青森県に移転。

能登

石川 蓮江寺 2回

普濟派 12

石川 万年寺 2回

天鷹派 1

天徳派 2

※1延享三年は加州竜源寺代住。

石川 本光寺 3回

天徳派 123

石川 芳春院 2回

普濟派 12

※2元文元年は天徳派の補住。

石川 竜門寺 1回

普濟派 1

※1明和九年は加州宗徳寺の代住。

越中

富山 海岸寺 1回

一径派 1

※1享和二年は信州海応院代住。

富山 常泉寺 3回

天真派 123

※3嘉永元年(西六月廿一日)迂化依遺書補住棟外八月初一日上山」とある。なお文政十一年に大塚道琳が備中永

祥寺の代住として如意庵に輪住しているが、海印津梁が

代勤している。これを加えれば、輪住回数は四回となる。

富山 松林寺 1回

普濟派 1

富山 瑞竜寺 3回

普濟派 123

※3寶曆十二年は越後普光寺代住。

越後

新潟 観音寺 3回

了庵派 12

通幻派 3

※1享保十二年は量外派の補住。

新潟 香積寺 1回

普濟派 1

※1文化元年は越前禪林寺の代住。

新潟 普光寺 1回

普濟派 1

※1寶曆十二年は越中瑞竜寺の代住。

奥州

福島 長祿寺 3回

了庵派 123

※3万延元年に「六十一年目」とある。

宮城 長泉寺 2回

了庵派 12

青森 長勝寺 2回

普濟派 12

青森 宗徳寺 3回

※加賀を見よ

まず門派名については、いかなる事情か明らかでないが、天保二年（一八三一）福昌寺代住薩州南林寺岱鷲の太源派があるが、これを除き、すべて通幻派とその派下である。門派名を挙げると通幻（寂霊）、不見（明見）、天真（自性）、天鷹（祖祐）、量外（聖寿）、芳庵（祖巖）、了庵（慧明）、石屋（真梁）、普濟（善救）、一徑（永就）、天徳（曇貞）の各派である。これらの門派は法嗣帳次第を掲げ、その次第に基づき三年三ヶ月妙高庵住持を勤めるべく定めた、応永十五年（一四〇八）九月十六日の「通幻寂霊門下僧連署妙高庵置文写」に従って、多少不完全ではあるが住持している。『妙高庵輪住誌』は元禄六年（一六九三）八月、不見派播州慶徳寺照外から始まるので、不見・天真・天鷹・量外・芳庵・了庵・石屋・普濟・一徑・天徳などの順に大凡なっている。また輪住回数では了庵派・天真派がともに二十七回、天鷹派・普濟派がそれぞれ二十一回、不見派・芳庵派がいずれも十七回、石屋派十六回、一徑派・量外派が各々九回、通幻派八回、天徳派四回、太源派一回となっている。なお天徳派は八回（天真派四回、了庵派二回、普濟派・天鷹派ともに一回）、一徑派は四回（通幻派二回、天真派・了庵派ともに一回）、量外派は三回（了庵派二回、天真派一回）、芳庵派は一回（天真派）の補住を受けている。また補住している寺院は信州・加賀に集中していることは無視できない。次に輪住した寺院は、栗山泰音『總持寺史』五院輪番地に掲げられている寺院八十五ヶ寺のすべてと、輪番地以外の寺院である相模最乗寺、駿河徳願寺、伊勢四天王寺、薩摩福昌寺、越前禅林寺などで、合計九十ヶ寺である。これを地域別にみると、北陸地方の二十八ヶ寺（越前六ヶ寺、若狭四ヶ寺、加賀六ヶ寺、能登五ヶ寺、越中四ヶ寺、越後三ヶ寺）が最も多く、次は東海地方の二十四ヶ寺（駿河一ヶ寺、遠江一ヶ寺、尾張十二ヶ寺、信濃八ヶ寺、美濃二ヶ寺）、関東地方十二ヶ寺（武蔵二ヶ寺、相模一ヶ寺、上野四ヶ寺、下野三ヶ寺、常陸二ヶ寺）、近畿地方十一ヶ寺（伊勢一ヶ寺、伊賀一ヶ寺、紀伊一ヶ寺、近江一ヶ寺、山城一ヶ寺、丹波一ヶ寺、摂津二ヶ寺、近畿地方十一ヶ寺）、播磨二ヶ寺、中国六ヶ寺、九州五ヶ寺などとなっている。また輪住した九十ヶ寺のうち、輪住一回のみの寺院は半数の四十五ヶ寺であるが、そのうち上野双林寺、尾州正眼寺・万松寺、越前慈眼寺・金剛院などの代住が二十六ヶ寺にのぼっている。

これらの代住寺院は末寺・孫末寺院であるから、その本末関係がわかる。なお享和二年(一八〇二) 信州海応院の代住として永光寺末越中海岸寺海容が勤めており、また文政十一年(一八二八) 越中常泉寺大瑠道琳(海印津梁代勤)が、備中永祥寺の代住として、如意庵に輪住していることは特殊なものとして注目しなければならぬ。

また最も多く輪住(代住も含む)したのは尾張正眼寺で十回にのぼるが、天明五年(一七八五) 以外の九回は、尾張・丹波・美濃などの支配下末寺寺院に代住させている。しかも寛政八年(一七九六)以降は十年置きに輪住している。次に九回輪住しているのは周防洞泉寺であるが、代住は一回もなく、かつ元禄十年(一六九七)、万機が輪住して以降、享保二年(一七一七)、元文二年(一七三七)、寶暦七年(一七五七)、安永五年(一七七六)、寛政六年(一七九四)、文政元年(一八一八)、天保九年(一八三八)、安政五年(一八五八)と、約二十年間隔で輪住している。

また八回輪住しているのは上野双林寺、長門海潮寺・大寧寺および肥後永国寺の四ヶ寺である。上野双林寺は明和六年(一七六九)に上州獄林寺、文化七年(一八一〇)に武州昌福寺を代住させている以外は、自ら輪住を果たしているが、寶永六年(一七〇九)以降は二十年置きに輪住している。なお明和六年の獄林寺の条に「双林寺後見」とあるが、文政十三年(一八三〇)〜天保二年(一八三一)に輪住した耕雲靈苗(總持寺四〇三〇三世)の項に、次のような記録がある。

庫堂本尊毘沙門天彦躰自寄附

當庵額彦面摂州高槻 伊勢寺 河内長尾 河内葛尾 久頼寺 正俊寺 寄附

御両尊四百七十四回 遠忌 八月十五日 相動

諸堂并當庵上梁之式八月 相整 同代(花押)

鐘樓堂彦宇支配下上極佐諸 寺院 百那中寄附

鐘樓堂額彦面自寄附

また長門海潮寺の場合は、先にも触れたように、元禄十六年(一七〇三)・享保八年(一七二三)に二十世大癡本了、

寶曆十三年（二七六三）・天明三年（一七八三）に二十二世逆法良遂がそれぞれ二度輪住しているが、文政七年（二八二四）～八年に輪住した大用道輝の条に「西夏^{（文政八年）}再建」とある。『海潮寺開山歷住譜』の三十世大用道輝和尚（？～一八四〇）の条に

凡隆和尚（海潮寺二十九世）の法を嗣ぐ。文政七年總持寺（妙高庵）に輪住。鶴江台江月庵（觀音堂）開山

とあるのみで、海潮寺再建については全く触れていない。これは妙高庵の再建と理解しなければならない。また大用道輝に続き文政八年に輪住した龍淵寺千山日峰の条に「御選座^{（遷）}引移也」とあり、さらに、先述の文政十三年～天保二年輪住した上州双林寺靈苗の条に「御両尊遠忌」と「諸堂^{（并）}當庵上梁之式^{（前八月）}相整」とあることから、その経緯は次のように考えられる。それは御両尊の遠忌に因み、文政八年妙高庵や諸堂（庫堂・鐘樓堂）の再建にかかり、通幻寂靈などの尊像を遷し、天保二年（一八三一）八月一日、諸堂および妙高庵の上棟式を挙げたことがわかる。なお弘化元年（一八四四）の派名の左に「当巳^{（年）}五月本山戒会^{（二）}付戒師」とある。

次に長門大寧寺は享保五年（一七二〇）石見妙義寺に代住させている以外、すべて輪住しているが、元文五年（二七四〇）以降は約二十年置きに輪住している。なお天保十二年（一八四一）岱洲亀俊（總持寺四二三八六世）の条に「當庵開基四百五十回御忌相勤」とある。なお肥後永国寺は長門海潮寺とともに、支配下末寺寺院に代住させず、八回すべて輪住している。

また輪住七回は越前慈眼寺（代住六ヶ寺）・若狹常在院、六回は越前興禪寺（代住四ヶ寺）、五回は信濃長国寺、四回は薩摩妙円寺、三回は常州大雄院、尾州万松寺、信州貞祥寺・海応院、濃州全昌寺、摂州全昌寺、但州養源寺、播州慶徳寺、因州景福寺、薩州南林寺、越前金剛院、加州桃雲寺・宗徳寺、能州本光寺、越中常泉寺・瑞竜寺、越後観

音寺、奥州長祿寺など十八ヶ寺がある。

最後に問題点として、次のようなものがある。

- (1) 安永六年(二七七七)、信州長国寺哲仙智嶽(總持寺二七八九〇世)の条に「三十年一回也」とある。その後長国寺は五回輪住しているが、いずれも三十年間隔である。
- (2) 天明八年(一七八八)、尾州桂昌寺覺乘(總持寺二九五二六世)は、同州万松寺の代住として輪住しているが、「請状者万松寺^江遺焉」とある。
- (3) 文化五年(二八〇八)、信州貞祥寺佛庵祖雄(總持寺三五五〇二世)の条に「五十年一回也」とあるが、三回の輪住間隔をみると、約四十年である。
- (4) 文政八年(一八二五)、武州龍淵寺千山日峰の条に、前にも触れたように「御選座^巻引移也」とある。
- (5) 嘉永元年(一八四八)、越中常泉寺海印津梁の条に「酉(嘉永二年)六月廿一日迁化依遺書補住棟外八月初一日上山」とある。
- (6) 紀井常光院は伊賀仏光寺に移転改称している。また薩摩南林寺は福岡県に、加賀宗徳寺は青森県に移転している。

【注記】

- (1) 栗山泰音『總持寺史』、五三七頁参照。
- (2) 『新修門前町史』資料編2總持寺四四頁参照。
- (3) 栗山泰音『總持寺史』、五四二頁参照。